

平成30年商法回答への道筋

設問1について

問題文を読むと、株主であるDが代取であるAに対し、「直近3カ月の総勘定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分」の閲覧を求めている。

そのため、本件では、会計帳簿の株主の閲覧請求に該当する条文とその要件、そして除外事由該当性を記載する必要がある。

注意点は、「甲社において考えられる主張及びその当否」が求められているので、除外事由を中心に記載する必要がある。

→433条参照（答案では、433条に基づき、本件では株式保有要件等、Dが請求をなしうることを簡単に要件とあてはめによる記載が必要である）。

今回、除外事由に該当する可能性があるのは、433条第2項の【1号】と【3号】。

【1号】：当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

→本件でのDの本音（甲社に興味を失っていて、Aがディベートを受け取りしているかはどうでもよい）と建て前（Aに取締役との責任追及のために資料を手にしたい）をあてはめで上手く評価することが肝要。

【3号】：請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

→競合関係についての規範定立とあてはめ評価がポイント。いずれもハ

ンバーガーショップ，甲社は関東P県で乙社は近畿Q県，甲社はQ県に出店予定なしという事実をどう評価するか。

また，Dが「事業を営み、又はこれに従事するもの」に該当するかも記載が必要。Dが乙社株を全部保有している一方で，経営には関与していないが乙社代取のFと親子関係にあること等をあてはめで上手く評価することが肝要。

設問2(1)について

前提として，831条の整理をする（ノート抜粋）

【株主総会決議取消の訴え】＊形成の訴え

【事例】：〈乙株主会社は、取締役会を設置していない株式会社であるが、同社は、取締役丙を代表取締役に選任するため、株主総会を6月28日に開催する旨を、6月10日に株主に通知した。しかし、総株主の議決権0.1%を有するAに通知がされず、Aは、株主総会に出席出来なかった。株主総会では、株主の80%が賛成し、丙は代表取締役に選ばれ、その旨登記されたが、甲は、丙の就任を不服として、9月20日時点で、Aへの株主総会通知瑕疵を理由に、本件株主総会決議を争うことが出来るか〉

・甲は、株主総会の招集手続がなされていなかったことは、会社法298条1項に違反するとして、招集手続きの法令違反を理由に、株主総会決議取消の訴え（831条1項1号）を提起することが考えられるが、これは認められるか。

⇒株主総会決議取消の訴えを提起するためには、①取消事由に該当すること、②原告適格があること、③会社を被告として提起すること、④決議の日から3カ月以内に提起すること、⑤訴えの利益を有することが必要であると解する。

＊831条1項の1号～3号のいずれに該当するか、条文明記を忘れずに！！

【1号】：株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なとき

【2号】：株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき

【3号】：株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき

*831条1項1号違反については、「その違反する事実が重大でなく、かつ決議に影響を及ぼさないものと認められる」場合には、裁判所は裁量棄却出来る（831条2項）。答案では、831条1項1号違反が問題となる場合、裁量棄却の検討も忘れないこと！！

*株主総会等決議取消の訴えにおける、認容判決の効果は、遡及効（片面的遡及効。取消の訴えが認められた場合のみ、遡及効の効果が認められ、訴えが却下された場合には、遡及効は及ばず、民訴法115条の規定通り、当事者間に限って、その効力を有する）。

その条文根拠は、訴え認容判決は、第三者に対しても効力を有し（838条）、その効力は遡及的に無効となる（839条反対解釈。834条17号の訴えは、1～12号、18号、19号の訴えではないから、将来効でない）である。

*3号の特別利害関係人の議決権行使による著しく不当な決議は、「特別利害関係人であっても、株主総会で議決権を行使することは妨げられない」が、その議決権の行使によって、他の株主に著しく不利益が及ぶのであれば、取消事由となるものである。

*②については、831条1項本文後段により、「その効力を争おうとする株主総会決議により、株主の地位を失った者」にも、原告適格が認められるので注意。

本件決議1について：

まず、時系列整理。

平成27年2月2日：本件契約締結

3月10日：本件契約に基づき、丙銀行とGは融資契約（甲社保証）を締結

3月25日：定時株主総会（Dは本件契約に基づき、Aに議決権の一切

を委任)

4月1日：本件契約に基づき、丙銀行はGに800万円の融資を実行。

そして、Gは自己資金1600万円ともに支払い、甲社株主になる。

12月1日：甲社はGの保証債務を弁済。

→本件では、定時株主総会に先立ち、譲渡人(D)が議決権を行使することを回避するために、甲社の代取であるAが画策して、甲社が譲受人(G)の株式買取資金の借入金債務を連帯保証し、DがAに保有する株式の議決権行使を一任すること旨のDからGへの株式売買にかかる本件契約が締結されている。

Cの立場からすれば、上記の行為は、「DがAに議決権を一任してAが議決権行使をしたのは、Dが甲社株を売りたいがっているのに目を付けたAが、Dが議決権を行使することを回避するために、Gに対して株式買取資金を保証料も取らずに連帯保証する本件契約を締結したからだ。

このことは、Dの議決権行使について、Gに対する利益供与を行ったものである。したがって、120条1項の「株主等の権利の行使に関する利益の供与」に他ならない。と主張するのが筋となる(120条1項は「何人に対しても」と記載するので、Dの議決権行使について、Gに対する利益供与を行ったとしても、同条同項違反となる。))。

→次に、120条1項違反があったと認定できるのであれば、これは、違法な議決権の行使があったのであるから、831条1項の1号の決議の方法に法令違反があったものとして、取消事由になり得る。

本件決議2について

ここでは、CのAを取締役から解任する株主提案が適法に行われている状況で、Cが提案の理由として、Aの不正なリベートの受取を説明し

ようとしたにもかかわらず、議長のAが「そのような説明は議案と関連がない」として、これを制止して直ちに採決に移っている。

このようなAの対応が何らかの法令違反を構成しないかを問われる問題である。

① 314条の取締役等の説明義務違反と構成する筋：条文上「株主から特定の事項について説明を求められた場合」に、取締役等が説明義務を負う条文。本問は、「Cが提案の理由を説明しようとした」ことに対し、Aが説明をさせなかったという事案である。

この条文を利用する場合には、本件は、「株主から特定の事項について説明を求められた場合」に該当することを、説得的に論ずる必要がある。

② 315条の議長の議事整理に関する権限違反と構成する筋：シンプルであるが、条文の構成「株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する」から気づきにくい。採点実感は、Aの行為は、303条と304条の株主提案権の実質的侵害になるため、315条違反になると構成する。

→上記のいずれかの構成により、違法性を認定できれば、違法な議決権の行使があったのであるから、831条1項の1号の決議の方法に法令違反があったものとして、取消事由になり得る。

ただ、ここでは、「株主総会において否決されたけ決議」を取消にしても、新しい法律関係を生じさせる訳ではない（決議取消の訴えは、まとめたとおり形成の訴えである）ので、「訴えの利益」の要件を欠くのではないかという問題が生じる。

下記判例を考えれば、ここは乗り越えるのは相当困難だろう。

【最判平成28年3月4日民集70巻3号827頁】

会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き（同法8

28条以下)、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から3箇月以内に限り訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り(同法831条)、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している(同法834条から839条まで)。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。

しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。

この点、『否決決議が何らかの法律効果の発生要件とされている場合(139条や304条但書等)には、否決決議の取消の訴えを認めるべき』との見解があります。

この見解については、江頭8版384頁や上記判例の千葉補足意見をご確認ください。

設問2(2)について

まずは、条文を整理する。

本件では、甲社がGの保証債務を実行した時点で、Aは甲社の代取、Gは株主である。そして、既に検討したとおり、甲社がGの保証債務を実行することは、120条1項に定める利益供与となる。

120条3項は、利益供与があった場合、利益供与を受けた者に対し、その利益部分の返還を求めることが出来ると規定する。また、同法4項は、利益供与をした取締役は連帯して責任を負うと規定する。

そして、847条1項は、6カ月前から引き続き株式を有する株主は、会社に対し、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第423第1項に規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）若しくは清算人の責任を追及する訴え、第120第3項の利益の返還を求める訴え又は第212第1項若しくは第285条1項の規定による支払を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。と規定する。

→Aに対する責任については、上記利益供与行為が、Aの任務懈怠に該当すると考えれば、423条の役員等の会社に対する責任追及の訴えにより、800万円の損害と構成出来る。

任務懈怠はないと考えるのであれば、120条3項の訴えの連帯保証人として、保証相当額の60万円と構成することになる。

→Dに対する責任は、120条3項に基づき、60万円であろう。

設問3について

いわゆる現場思考型の問題です。条文が明記されているので、174条の趣旨から本件の事実関係をあてはめ、妥当な結論を導ければ合格点です。ここは当日お話ししましょう。